

# 市民参加実施結果シート

**結果** (途中・**終了**)  
 平成31年4月1日時点

担当課( 都市計画課 )

2 市民参加の手續 実施結果について	
通称	広告物条例の制定
名称	流山市広告物条例の制定
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物法に基づく屋外広告物の許可手続きについては、現在、千葉県屋外広告物条例に基づく許可・指導とあわせて、流山市景観計画において行為の制限を規定している。</li> <li>・屋外広告物の指導・運用を一体で図っていくために、市独自の広告物条例を制定し、屋外広告物条例・景観計画の制限内容を統一する。</li> <li>・また、屋外広告物法に基づく屋外広告物等は、屋外に表示・設置する広告物のみが対象となるが、窓面の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物(以下、「特定屋内広告物」という。)についても屋外広告物等と同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うことにより、良好な景観の維持・向上を図る。</li> </ul>
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正の主旨を分かりやすく説明するため、関連する「流山市景観条例の一部を改正する条例(案)」に関するパブリックコメント及び意見交換会を同時に行った。</li> <li>・その結果、14人の者から34件の意見が提出されたことから、関連する条例案と同時に市民参加条例に一定の効果があったものとする。</li> </ul>

## (1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会: 直接、具体的な意見・提案をいただくため</li> <li>パブコメ: できるだけ多くの市民等から意見をいただくため</li> </ul>
--------------------------------	--

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
パブリックコメント	< HP > 平成30年6月4日 ~ < 広報紙 > 平成30年6月1日号 < 出張所・公民館 > 平成30年6月4日 ~	< 意見募集期間 > 平成30年6月4日 ~ 平成30年7月3日 合計30日間	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参		意見数 34件(14名)		< HP > 平成30年8月24日	○ 意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった ○ その他	・直近の許可手続きを行った広告物事業者に対して案内通知を送付(85件)した。 ・条例の内容を簡潔にまとめた「概要版」をA3用紙裏表1枚で作成し、パブリックコメントに配布資料として添付した。	
意見交換会	< HP > 平成30年6月4日 ~ < 広報紙 > 平成30年6月1日号			・平成30年6月22日 流山市役所 ・平成30年6月23日 流山市役所	参加者 ・平成30年6月22日 11名 ・平成30年6月23日 4名		< HP > 平成30年8月24日	○ 意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった ○ その他	・直近の許可手続きを行った広告物事業者に対して案内通知を送付(約85件)した。 ・条例の内容を簡潔にまとめた「概要版」をA3用紙裏表1枚で作成し配布した。 ・平日夜と土曜日に実施することで、参加できる機会を増やせるよう努めた。	

(2)実施された市民参加の流れ

.....➔ \*継続的なもの

市民参加の手法	平成30年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パブリックコメント	素案の作成等	.....➔	パブリックコメント実施6月4日～7月3日 議会説明5月21日、22日		パブコメ結果公表8月24日 議会説明8月20日、21日	市議会8月30日～10月2日	議決10月2日 公布10月10日		周知期間			施行
意見交換会			案内書郵送 6月6日 意見交換会実施6月22日、23日		意見交換会 議事録公表8月24日	市議会8月30日～10月2日	議決10月2日 公布10月10日		周知期間			施行